



# 別海町議会会議録

第1号（平成28年 6月13日）

## ○議事日程

- |       |        |                                       |
|-------|--------|---------------------------------------|
| 日程第 1 |        | 会議録署名議員の指名                            |
| 日程第 2 |        | 議会運営委員会報告                             |
| 日程第 3 |        | 会期決定の件                                |
| 日程第 4 |        | 諸般の報告                                 |
| 日程第 5 |        | 行政報告及び提出案件の概要説明                       |
| 日程第 6 | 議案第50号 | 平成28年度別海町一般会計補正予算（第1号）                |
| 日程第 7 | 議案第51号 | 平成28年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）          |
| 日程第 8 | 議案第52号 | 別海町町税条例等の一部を改正する条例の制定について             |
| 日程第 9 | 議案第53号 | 別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について         |
| 日程第10 | 議案第54号 | 別海町立保育園運営委員会条例の一部を改正する条例の制定について       |
| 日程第11 | 議案第55号 | 別海町社会体育施設設置条例の一部を改正する条例の制定について        |
| 日程第12 | 議案第56号 | 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について           |
| 日程第13 | 議案第57号 | 北海道市町村総合事務組合規約の変更について                 |
| 日程第14 | 議案第58号 | 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について               |
| 日程第15 | 議案第59号 | 工事請負契約の締結について（本別海へき地保育園改築建築主体工事）      |
| 日程第16 | 議案第60号 | 工事請負契約の締結について（上西春別小学校校舎・講堂改修建築主体工事）   |
| 日程第17 | 議案第61号 | 工事請負契約の締結について（西春別駅前団地公営住宅改修建築工事（2号棟）） |
| 日程第18 | 議案第62号 | 工事請負契約の締結について（旧奥行臼駅通所主屋保存修理工事）        |
| 日程第19 | 議案第63号 | 工事請負契約の一部変更について（根室中部3号主要幹線改良舗装工事請負契約） |
| 日程第20 | 議案第64号 | 財産の取得について（消防ポンプ自動車）                   |
| 日程第21 | 議案第65号 | 財産の取得について（高規格救急自動車）                   |
| 日程第22 | 議案第66号 | 財産の取得について（生活バス）                       |
| 日程第23 | 議案第67号 | 財産の取得について（除雪グレーダー）                    |

- 日程第 2 4 議案第 6 8 号 財産の取得について（移動図書館車両）
- 日程第 2 5 議案第 6 9 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第 2 6 同意第 2 号 別海町教育委員会委員の任命について
- 日程第 2 7 報告第 1 号 平成 2 7 年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 2 8 報告第 2 号 平成 2 7 年度別海町一般会計事故繰越し繰越計算書について

### ○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議会運営委員会報告
- 日程第 3 会期決定の件
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 行政報告及び提出案件の概要説明
- 日程第 6 議案第 5 0 号 平成 2 8 年度別海町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 7 議案第 5 1 号 平成 2 8 年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 8 議案第 5 2 号 別海町町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 5 3 号 別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 0 議案第 5 4 号 別海町立保育園運営委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 1 議案第 5 5 号 別海町社会体育施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 2 議案第 5 6 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 日程第 1 3 議案第 5 7 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第 1 4 議案第 5 8 号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第 1 5 議案第 5 9 号 工事請負契約の締結について（本別海へき地保育園改築建築主体工事）
- 日程第 1 6 議案第 6 0 号 工事請負契約の締結について（上西春別小学校校舎・講堂改修建築主体工事）
- 日程第 1 7 議案第 6 1 号 工事請負契約の締結について（西春別駅前団地公営住宅改修建築工事（2号棟））
- 日程第 1 8 議案第 6 2 号 工事請負契約の締結について（旧奥行臼駅通所主屋保存修理工事）
- 日程第 1 9 議案第 6 3 号 工事請負契約の一部変更について（根室中部 3 号主要幹線改良舗装工事請負契約）
- 日程第 2 0 議案第 6 4 号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）
- 日程第 2 1 議案第 6 5 号 財産の取得について（高規格救急自動車）
- 日程第 2 2 議案第 6 6 号 財産の取得について（生活バス）
- 日程第 2 3 議案第 6 7 号 財産の取得について（除雪グレーダー）

- 日程第24 議案第68号 財産の取得について（移動図書館車両）  
 日程第25 議案第69号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について  
 日程第26 同意第2号 別海町教育委員会委員の任命について  
 日程第27 報告第1号 平成27年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書について  
 日程第28 報告第2号 平成27年度別海町一般会計事故繰越し繰越計算書について

○出席議員（16名）

1番	小 椋 哲 也	2番	外 山 浩 司
3番	大 内 省 吾	4番	木 嶋 悦 寛
5番	松 壽 孝 雄	6番	森 本 一 夫
7番	今 西 和 雄	8番	西 原 浩
9番	沓 澤 昌 廣	10番	小 林 敏 之
11番	瀧 川 榮 子	12番	戸 田 憲 悦
13番	中 村 忠 士	14番	渡 邊 政 吉
副議長	15番 佐 藤 初 雄	議 長	16番 松 原 政 勝

○欠席議員（0名）

○出席説明員

別海町長職務代理者

副 町 長	佐 藤 次 春	代表監査委員	志 賀 正 章
教 育 長	真 籠 毅	農業委員会会長	小 野 榮 一
監 査 委 員	田 村 秀 男	福 祉 部 長	河 嶋 田 鶴 枝
総 務 部 長	竹 中 仁	建 設 水 道 部 長	宮 越 正 人
産 業 振 興 部 長	佐 藤 則 夫	病 院 事 務 長	大 槻 祐 二
教 育 部 長	中 谷 隆 弘	監 査 委 員 事 務 局 長	佐 藤 敏
会 計 管 理 者	田 保 圭 乙	総 務 部 次 長	浦 山 吉 人
農 委 事 務 局 長	山 崎 茂	教 育 部 次 長	下 地 哲
建 設 水 道 部 次 長	金 田 秀 幸	総 合 政 策 課 長	佐々木 栄 典
総 務 課 長	浦 山 吉 人	税 務 課 長	中 村 公 一
財 政 課 長	阿 部 美 幸	福 祉 課 長	山 田 一 志
防 災 交 通 課 長	宮 本 栄 一	町 民 課 長	青 柳 茂
介 護 支 援 課 長	今 野 健 一	老 健 事 務 長	伊 藤 輝 幸
保 健 課 長	小 湊 昌 博	水 産 み ど り 課 長	干 場 富 夫
農 政 課 長	門 脇 芳 則	管 理 課 長	伊 藤 一 成
商 工 観 光 課 長	川 畑 智 明	事 業 課 技 術 長	山 岸 英 一
事 業 課 長	金 田 秀 幸	学 務 課 長	入 倉 伸 顕
上 下 水 道 課 長	小 島 実	西 公 民 館 長	新 堀 光 行
生 涯 学 習 課 長	下 地 哲 宏	図 書 館 長	千 葉 宏
東 公 民 館 長	内 山 宏		

○議会議務局出席職員

事務局長 登藤和哉 主 幹 田畑直樹

○会議録署名議員

10番 小林敏之 11番 瀧川榮子  
12番 戸田憲悦

---

◎開会宣告

○議長（松原政勝君） おはようございます。会議に入ります前に申し上げます。

今会期中は、広報及び報道関係者の写真撮影を許可しておりますので、申し上げておきます。

また、夏季における服装の軽装化が実施されております。

議場内においてもネクタイを着用しないことを許可しておりますので、あわせて申し上げます。

この際、申し上げます。別海町長水沼猛氏は、去る5月4日逝去されました。まことに痛惜の極みでございます。ここに深く哀悼の意を表しますとともに、故人の御冥福をお祈りし、謹んで黙祷をささげたいと存じます。

御起立願います。黙祷。

（黙祷）

○議長（松原政勝君） 黙祷を終わります。御着席ください。

ただいまから平成28年第2回別海町議会定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（松原政勝君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において指名いたします。

10番小林議員、11番瀧川議員、12番戸田議員、以上3名を指名いたします。

---

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長（松原政勝君） 日程第2 議会運営委員長から委員会の協議概要について報告があります。

なお、本件は報告のみであります。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（西原 浩君） それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

6月2日及び6月6日に開催いたしました議会運営委員会で、本定例会に係る運営について協議をいたしましたので、その内容について報告申し上げます。

本定例会に町側から提出されております案件は、全部で23件であります。

提出されました議案は、平成28年度各会計補正予算が2件、条例の一部改正が4件、町村議会議員公務災害補償等組合規約、市町村総合事務組合規約、市町村職員退職手当組合規約、それぞれの変更が3件、工事請負契約の締結が4件、工事請負契約の一部変更が1件、財産の取得が5件、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定が1件、別海町教育委員会委員の任命が1件、平成27年度一般会計繰越明許費繰越計算書報告が1件、平成27年度一般会計事故繰越し繰越計算、その報告が1件であります。

これら提出案件の全てについて、委員会の付託を省略し、本会議において、質疑、討論・採決とすべきものと決定いたしました。

なお、報告第1号と第2号の平成27年度別海町一般会計繰越明許費と事故繰越、それぞれ繰越計算書につきましては、報告のみであります。

次に、会期及び議事日程であります。

本定例会の会期は、6月13日から6月14日までの2日間とし、1日目には、職務代理人から行政報告と提出議案の概要説明のあと、提出議案の内容説明、質疑を行うこととしました。

1日目の本会議終了後には、各常任委員会を行います。

2日目には、町側提出議案の討論・採決を行い、その後、議員提出案件等の内容説明、質疑、討論・採決などを行うことといたしました。

なお、本定例会においては、故水沼町長の急逝に伴い、会期を短縮し、一般質問は実施しないことといたしましたので、御承知おき願います。

また、1日目の本会議終了後に行われる各常任委員会については、タイトな日程での開催となりますが、御理解いただきたいと思っております。

次に、請願・陳情等についてであります。

受理いたしました請願・陳情等に係る対応については、受理したものが1件もありませんでした。

次に、議員・委員会提出案件であります。

現在予定されております提出案件は、議員提出案件が4件であります。

1件目の「消費税増税中止を求める意見書」については瀧川議員から、2件目の「TPP協定の国会批准をしないことを求める意見書」については中村議員から、3点目の「指定団体制度の機能を維持するよう求める意見書」については、指定団体制度の仕組みは酪農発展と持続を堅持するもので、その廃止は当町のような消費地から遠い酪農家に与える影響が大きく、また、飲料向けに供給が偏り、需給の混乱が起こる可能性があるため、本町の産業基盤を大きく揺るがすことということが考えられるため、西原議員から提出提案されるものであります。4件目の「TPP協定に関する意見書」は、TPP協定については、食の安全保障や地域コミュニティの崩壊など、農業者の不安は募るばかりであるため、地域の産業が持続的に発展する対策を講じることが必要であるため、西原議員から提案されるものであります。

それぞれ定例会最終日に提案されることになっております。

最後に、「反問権」についてであります。理事者のほかに町の職員が、議長の許可により、議員の質問に対して論点・争点を明確にするためのもので、議会での議論が活性化することとあわせて、町民の皆様にはわかりやすくするために導入したものであります。

理事者を初め、執行機関並びに議員各位には、その趣旨を十分理解していただきますようお願いいたします。

以上で、議会運営委員会で協議いたしました内容についての報告といたします。

---

### ◎日程第3 会期決定の件

○議長（松原政勝君） 日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から6月14日までの2日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月14日までの2日間と決定いたしました。

---

#### ◎日程第4 諸般の報告

○議長（松原政勝君） 日程第4 諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### ◎日程第5 行政報告及び提出案件の概要説明

○議長（松原政勝君） 日程第5 行政報告及び提出議案の概要説明を行います。

別海町長職務代理者別海町副町長。

○別海町長職務代理者別海町副町長（佐藤次春君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成28年第2回の別海町議会定例会を招集させていただきました。

本定例会は、水沼町長急逝により、別海町長職務代理者として招集させていただいたところでございます。

議員の皆様におかれましては、時節柄、大変お忙しい中御出席を賜り、まことにありがとうございます。

定例会開会に当たり、行政報告を申し上げます。

初めに、故水沼猛別海町長の逝去並びに町葬の執行についてでございます。

先ほど、本会議の開会に先立ち、本議場において黙祷がささげられましたが、水沼町長におかれましては、5月4日午前8時39分、多臓器不全により入院先の町立別海病院でお亡くなりになりました。行年67歳でした。

御存知のとおり、水沼町長は本町大成の出身で、町議をおよそ5期務められ、町議会議長から平成19年別海町長選に出馬し、初当選をされました。

昨年4月の統一地方選挙では、3選を果たされ、町のかじ取り役として気力・体力ともに充実する中、町政執行に邁進させていただきに、まことに残念極まりない限りです。

町といたしましては、郷土の発展に粉骨砕身していただきましたその功績に対し、最大の敬意をもって弔意を表すべく、5月8日、9日の両日において、町葬を執り行わせていただきました。

議員の皆様を初め、多くの方々にお運びいただき、心からお礼申し上げます。

現職の町長を突然に失うという前例の無い状況ではございますが、現在も職員が一丸となって行政の諸課題に対処しているところであり、引き続き議会及び町民の皆様のお支援助と御協力の程をお願いする次第であります。

なお、関連事項としまして、町葬及び6月19日を選挙期日とする町長選挙の経費については、予備費の充当によって対応したところでございます。

次に、産業の動向について申し上げます。

酪農畜産情勢で、町内の生乳生産は1月から4月末で15万7千トン、対前年比103.8%。販売額では152億5,300万円、対前年比107.3%と引き続き好調な状況が続いているところです。

乳価については、昨年まで5年連続の値上げとなっておりましたが、燃料高や飼料価格高が一段落したことや乳牛価格の高騰などにより酪農家の経済状況が好調なことから、本年度は据え置きとなっているものの、各種調整により平均乳代が20銭引き上げられています。

作況については、春先から平均気温が高かったことから、牧草が順調に成育し、一番草の生育状況は例年に比べ3日早く、牧草収穫作業が早めに開始される見込みとなっているところ です。

また、デントコーンにつきましては4日早く播種を終了しております。

次に、水産業の状況です。

春季のホタテ漁は、5月31日で操業を終えています。前年同期と比較すると、水揚数量で96%の24,107トン。金額では109%の91億3,000万円と好調な海外需要に加え、道内全体の生産量減少から高価格が続き、好調であった昨年をも上回る水揚金額となっています。

また、全魚種での比較でも、水揚数量で95%、金額では107%と好調の中で春漁を終えております。

野付湾の風物詩でもあるホッカイシマエビ漁につきましては、今月中旬からの夏漁に向け準備が進められています。漁期前の資源量調査では、昨年の調査時を若干下回る結果ではありましたが、アマモの繁茂状態も良く、後続資源に期待を持てる生息環境であると聞いております。

続いて、エゾシカの駆除状況ですが、本年度の春駆除は5月6日から5月31日までの26日間で、1,750頭の計画に対して1,113頭を銃器により駆除して終了しています。当初の計画頭数を大幅に下回った要因としては、年々シカの警戒心が強まっていることや駆除従事者が少なかったことによるものと考えますが、今後も農林業被害や住民生活の環境改善に向け、猟友会とも協議の上、個体数の調整に努めてまいります。

次に、商工業と観光についてです。

平成27年度の主な中小企業振興事業の実施状況は、町内建築業者の受注機会確保を目的とした「地域貢献中小企業支援事業」が44件、開業支援・経営拡大助成等を目的とした「起業家支援事業」が5件、商店街活性化を目的とした「にぎわい商店街創造事業」が11件となりました。

今後も中小企業振興基本条例の理念に基づき、中小企業の振興に努めてまいります。

観光客の入り込み状況ですが、平成27年度の最終実績としては、天候等の影響から、前年比10.4%減の275,500人となったものの、関連施設の入込みでは、道の駅で対前年比112%、尾岱沼キャンプ場が116%と一部施設を除き順調に推移しました。

また、低気圧被害により仮設で対応していたトドワラ木道につきましては、北海道により新たな木道が整備され、シーズン当初から利用されております。

なお、今年度の入り込み状況につきましては、5月15日に開催した「ジャンボホタテ・ホッキ祭り」に8,000人が訪れ、春の味覚を楽しんでいただきました。

また、5月7日から6月19日にかけて延べ8日間開催している「尾岱沼潮干狩りフェスティバル」にも多くの方が来場され、春のイベントを楽しんでいただいております。

次に、福祉関係で、公的介護施設等基盤整備事業についてです。

第6期介護保険事業計画に基づき予定していた、公的介護施設等基盤整備事業については、4月4日から4月25日までの期間で、中央地区以外の圏域を指定し、認知症対応共同生活介護サービス、いわゆるグループホームの設置候補者公募を行ったところ です。

公募施設は1施設。規模は2つのユニットで定員18人。公募の結果、本町で同様の事業を行なっている事業者1者から応募がありました。

設置候補者の決定に関しましては、「別海町地域密着型サービス事業所の指定に関する設置候補者選定要綱」に基づき、申請内容の審査等を行いました。

審査に当たっては、5月19日に別海町介護保険事業計画等策定委員会での検討及び審議により御意見を頂き、申請内容が適正なことから、応募者である事業者を設置候補者として決定したところです。

設置圏域は西部地区、西春別駅前で、今年度中に事業を開始する予定となっています。行政報告の最後になりますが、別海高等学校普通科の間口復活についてです。

平成26年度に2学級に減となってから、学級増の取り組みを行ってきたところですが、今月7日、道教委が公表した「公立高等学校配置計画（案）」において、平成29年度1学級増が盛り込まれました。

計画の確定は9月となりますが、この間、議会、町民の皆様の御理解、御協力を得て行ってきた要請、高校への支援施策、高校並びに関係者による出願者増の取り組みが評価されたものと考えております。

水沼町長も、町の将来に向けた最重要課題のひとつとして、再三、道や道教委へ足を運んでおりましたが、この報告を喜んでいることと思います。

今後も、生徒、保護者に入学希望していただけるよう、魅力ある学校づくりを高校と連携して進めていくとともに、通学環境の向上などにも努めてまいりますので、引き続き御理解と御協力をお願いいたします。

以上をもちまして、行政報告とさせていただきます。

次に、本定例会に提出いたしました議案等について、概要を説明させていただきます。

なお、提案理由につきましては、議案等について上程された際に詳細を説明いたしますので、私からは概略の説明とさせていただきます。

提出いたしました案件は、議案が20件、同意が1件、報告が2件でございます。

議案第50号は、「平成28年度一般会計補正予算」でございます。

新規事業の追加や既存事業での増額を見込むものの、道営事業や国の交付金事業の内示額変更により、合計で1,710万円を減額補正するものです。

議案第51号は、「平成28年度国民健康保険特別会計補正予算」ですが、当初予算編成時点では国民健康保険税算出の基礎となる前年の所得等、未確定な部分があることから補正を前提としていたものでございます。

この度、平成27年分の所得確定及び議案第53号で提案いたします別海町国民健康保険税条例の一部改正に基づき算定を行い、3,400万円を増額するものでございます。

議案第52号は、「別海町町税条例等の一部を改正する条例の制定について」でございます。

「地方税法等の一部を改正する等の法律」の公布に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第53号は、「別海町国民健康保険税条例の一部改正」でございます。

「地方税法施行令等の一部を改正する等の政令」の公布に伴い、国民健康保険税の課税限度額を現行の85万円から89万円に引き上げをするもののほか、軽減措置の判定基準を変更する条例改正を行うものでございます。

議案第54号「別海町立保育園運営委員会条例の一部改正」は、別海町立保育園が別海町立認定こども園（保育所型）に移行したことに伴い、条例の題名を改めることに加え、関係する文言の整理等を行うものです。

議案第55号は、別海小学校及び別海中学校の閉校による本別海水泳プールの廃止に伴

い、「別海町社会体育施設設置条例の一部を改正」するものです。

議案第56号の「北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について」、議案第57号の「北海道市町村総合事務組合理約の変更について」及び議案第58号の「北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について」は、いずれも組合の構成団体に増減が生じたことが主な理由で、それぞれの組合から規約変更の協議があったものです。

議案第59号から議案第62号までの「工事請負契約の締結について」は、6月6日に入札を行った工事のうち、予定価格が1件5,000万円を超えるものについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第63号は、「工事請負契約の一部変更について」でございませう。平成27年12月に締結した改良舗装請負契約の契約金額を変更するため、議会の議決を求めるものでございませう。

議案第64号から68号までは、「財産の取得について」でございませう。取得する物件は、議案第64号が「消防ポンプ自動車」、議案第65号が「高規格救急自動車」、議案第66号が「生活バス」、議案第67号が「除雪グレーダー」、議案第68号が「移動図書館車両」で、現有車両をそれぞれ更新するものですが、いずれも取得価格が1,500万円を越えることから、議会の議決を求めるものでございませう。

議案第69号は、「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」でございませう。

本議案は、走古丹辺地及び奥行辺地で新たに整備対象となる施設が生じたことから、平成28年度から5年間の整備計画を新たに策定するものです。

同意第2号は、「別海町教育委員会委員の任命について」でございませう。

教育委員会委員のお一人であった上田茂さんが、本年3月7日に急逝されたことから、新たな教育委員を任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございませう。

報告第1号は、「平成27年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書について」でございませう。

平成27年度から平成28年度に繰り越した10の事業について、繰越計算書を調整したので、議会に報告するものでございませう。

報告第2号の「平成27年度別海町一般会計事故繰越し繰越計算書について」は、平成27年度の年度内に支出負担行為をしたものの、避けがたい事故のため、予算を28年度に繰り越した事業について、繰越計算書を調整したので、議会に報告するものでございませう。

以上で、提出いたしました議案の概要説明とさせていただきます。

どうぞ御審議の上で、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

---

#### ◎委員会付託省略の議決

○議長（松原政勝君）　ここでお諮りします。

本定例会に提出されております日程第6　議案第50号から日程第26　同意第2号までの21件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略したいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君）　異議なしと認めます。

したがって、日程第6 議案第50号から日程第26 同意第2号までの21件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

### ◎日程第6 議案第50号

○議長（松原政勝君） 日程第6 議案第50号平成28年度別海町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（阿部美幸君） 議案第50号の内容説明をいたします。

別冊の平成28年度別海町一般会計補正予算書1ページをお開きください。

平成28年度別海町一般会計補正予算（第1号）。

平成28年度別海町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,710万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ193億2,290万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の補正。

地方債の追加・変更は、「第2表 地方債補正」による。

次に、2ページをお開きください。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。「歳入」で、補正額の欄で申し上げます。

14款国庫支出金、1項と2項で1億8,101万6,000円の減。

15款道支出金、1項から3項合わせまして、2億1,512万1,000円の増。

17款寄附金、1項で300万円の増。

18款繰入金、1項で140万円の減。

20款諸収入、5項で49万5,000円の増。

21款町債、1項で5,330万円の減。

歳入合計で1,710万円を減額し、歳入予算の総額を193億2,290万円とするものです。

次に3ページ。「歳出」です。

2款総務費、1項と2項で421万9,000円の増。

3款民生費、1項と2項で4,120万8,000円の増。

4款衛生費、2項で6,000万円の増。

6款農林水産業費、1項と4項で1億9,463万2,000円の増。

7款商工費、1項で1,360万8,000円の減。

8款土木費、1項と2項で3億2,300万3,000円の減。

9款消防費、1項で549万5,000円の増。

10款教育費、1項から5項合わせまして、1,374万6,000円の増。

11款災害復旧費、1項で21万1,000円の増。

歳出合計で1,710万円を減額し、歳出予算の総額を193億2,290万円とするものです。

4ページをお開きください。

「第2表 地方債補正」です。

今回の補正は、「追加」と「変更」するもので、「追加」は1件です。

「旧ごみ焼却処理施設煙突解体撤去事業」、限度額は「4,500万円」。

起債の方法は、「普通貸借又は証券発行」。

利率は「3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れし、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）」。

償還の方法は、「公的資金については、その融資条件により、その他の場合にはその債権者と協定する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。」というものです。

今年度策定予定である、「公共施設等総合管理計画」に解体方針を示すことで、「除却債」の対象となることから追加するものです。

次に「変更」は6件となります。

「本別海へき地保育園改築事業」は、起債対象経費精査により限度額を610万円増額し、補正後の限度額を「9,840万円」とするものです。

「西和地区基盤整備促進事業」から下段の「橋梁長寿命化補修事業」までの5事業につきましては、いずれも補助事業で、国の内示額変更により事業量が減となることから、限度額を減額するものです。

事業ごとの減額については省略させていただきますが、5事業全体で、限度額を1億440万円減額し、補正後の限度額を「7,950万円」とするものです。

「起債の方法」、「利率」、「償還の方法」については変更がありませんので、説明を省略させていただきます。

今回の追加と変更により、合計では補正前の限度額「19億500万円」から5,330万円を減額し、補正後の限度額を「18億5,170万円」とするものです。

次に「歳入歳出補正予算事項別明細書」の内容について御説明いたしますが、「1. 総括」は省略し、「2歳入」から御説明させていただきます。

7ページをお開きください。「2歳入」です。

目の欄で御説明いたします。

14款国庫支出金、1項2目民生費国庫負担金543万4,000円の増は、保険基盤安定制度に係る国民健康保険支援保険料負担金を増するものです。

2項1目総務費国庫補助金371万9,000円の増は、個人番号カード交付する事業費補助金を増するものです。

2目民生費国庫補助金2,192万3,000円の増は、所得の少ない方や障害年金、遺族年金を受給されている方を対象とした臨時福祉給付事業に対する補助金と愛光幼稚園の施設整備に対する補助金となります。

4目農林水産業費国庫補助金928万円の増は、道東あさひ農協西春別地区の草地造成改良事業に対する防衛施設周辺整備事業補助金を増するものです。

5目土木費国庫補助金2億2,137万2,000円の減は、国の内示額変更により、社会資本整備総合交付金を減するものです。

8ページをお開きください。

15款道支出金、1項1目民生費負担金405万5,000円の増は、保険基盤安定制度に係る国民健康保険軽減保険料負担金と国民健康保険支援保険料負担金を増するものです。

2項1目総務費補助金1万5,000円の増は、交付内示額決定により土地利用規制等対策費交付金を増するものです。

2目民生費補助金346万5,000円の増は、柏の実会が運営するデイサービスセンターのリフトつき送迎バス購入に係る地域づくり総合交付金です。

4目農林水産業費補助金2億727万6,000円の増は、国の内示額の変更により農山漁村活性化交付金基盤整備促進事業補助金を減額し、畜産競争力強化緊急整備事業補助金を増するものです。

3項5目教育費委託金31万円の増は、本目新設で、上西春別中学校で実施されて道徳教育推進事業に対する委託金です。

次に9ページ。

17款寄附金、1項1目一般寄附金300万円の増は、一般寄附金1件分です。

18款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金は140万円の減で、補正後の財政調整基金繰入予算額は10億7,360万円となり、平成27年度予算で予定していた4億7,875万2,000円の繰り入れを行わずに済んだことから、予算上の基金残高は19億1,581万3,000円となります。

次に、10ページをお開きください。

20款諸収入、5項1目雑入49万5,000円の増は、特別支援学級支援員2名増に伴う社会保険収入の増が主なものです。

21款町債、1項2目民生債610万円の増は、本別海へき地保育園改築事業に係る起債対象経費の精査により、保育園建設事業債を増するものです。

3目衛生債4,500万円の増は、旧ごみ焼却処理施設煙突の解体撤去について、除却債の対象となることから、廃棄物処理施設で除却債を追加するものです。本目新設となっております。

4目農林水産業債3,780万円の減は、国の内示額の変更により事業量が減となったことから、基盤整備促進事業債を減するものです。

5目土木債6,660万円の減は、同じく国の内示額の変更により、社会資本整備道路交付金事業に係る道路改良事業債を減するものです。

以上が歳入となります。

次に「歳出」で、11ページをお開きください。

「3歳出」です。こちらも目の欄で御説明いたします。

2款総務費、1項5目財産管理費22万9,000円の増は、野付半島災害時避難施設のカセットコンロ、アルミマットなどを購入するために、防災センター等管理経費を増するものです。

6目企画費3万3,000円の増は、まちづくり計画策定事業の防衛省要望に係る事業旅費の増と、地方創生加速化交付金事業費への組みかえによる中標津空港利用促進期成会負担金の減によるものです。

14目電子計算管理費371万9,000円の増は、通知カード、個人番号カード関連事務委任に係る地方公共団体情報システム機構への交付金を増するものです。

2項徴税費、12ページに続きますが、2目賦課徴収費23万8,000円の増は、釧路根室広域地方税滞納整理機構負担金を増するものです。

13ページ、3款民生費、1項1目社会福祉総務費1,265万2,000円の増は、保険基盤安定制度に係る国民健康保険特別会計への繰出金を増するものです。

2目老人福祉費346万5,000円の増は、柏の実会で運営するデイサービスセンターの福祉車両購入事業に対する補助金です。

8目臨時福祉給付事業費1,542万4,000円の増は、本目新設で、14ページに続きますが、所得の少ない方を対象とした臨時福祉給付事業と、障害者年金、遺族年金受給者を対象とした障害遺族年金受給者向け臨時福祉給付事業の追加です。

2項1目児童福祉総務費931万5,000円の増は、愛光幼稚園の施設整備に対する認定こども園施設整備費補助金の追加です。

5目へき地保育園35万2,000円の増は、豊原へき地保育園のフェンスの修繕料です。

15ページ、4款衛生費、2項3目塵じん芥処理場費6,000万円の増は、旧ごみ焼却処理施設煙突の解体撤去を行うものです。

16ページをお開きください。

6款農林水産業費、1項1目農業委員会費22万7,000円の増は、農業委員会だより発行に伴い、印刷製本費を増するものです。

3目農業振興費2億5,355万2,000円の増は、道東あさひ、中春別地域、計根別地域の畜産クラスター協議会に対する畜産競争力強化緊急整備事業補助金の増が主なものです。

4目畜産業費928万円の増は、道東あさひ農協西春別地区の草地造成改良事業に対する防衛施設周辺整備事業補助金を増するものです。

6目農地費8,383万7,000円の減は、国の内示額の変更により、基盤整備促進事業を減するものです。

17ページ、4項2目水産業振興費1,541万円の増は、3カ年の計画で実施予定の風蓮湖物揚場整備事業の調査設計委託料です。

18ページをお開きください。

7款商工費、1項1目商工業振興費3万円の減と続きまして、2目観光費1,357万8,000円の減は、20ページまで続きますが、いずれも平成27年度から平成28年度へ繰り越した地方創生加速化交付金事業に組みかえたことによる減となります。

21ページ、8款土木費、1項1目土木総務費30万2,000円の増は、測量委託料を増するものです。

2項3目道路新設改良費3億2,330万5,000円の減は、国の内示額の変更により、社会資本整備道路交付金事業を減するものです。

22ページをお開きください。

9款消防費、1項2目災害対策費549万5,000円の増は、野付半島災害時避難施設のベンチや換気口の設置工事を行う災害時避難施設建設事業の追加、また、尾岱沼、本別海の潮位観測計の更新を行う防災管理システム整備事業の増によるものです。

23ページ、10款教育費、1項3目教育指導費31万円の増は、上西春別中学校で実施される道徳教育推進事業に係る経費を増するものです。

2項1目学校管理費405万2,000円の増は、24ページに続きますが、別海町小学校屋外フェンスの撤去と設置に係る工事請負費と野付小学校に増員された特別支援学級支援員の経費を増するものです。

3項1目学校管理費212万円の増は、別海中央中学校に増員された特別支援学級支援員の経費を増するものです。

4項1目幼稚園管理費91万4,000円の増は、中西別幼稚園のガラス飛散防止改修工事を追加するものです。

5項7目西公民館費635万円の増は、西公民館屋上の損傷拡大により、工事請負費を増するものです。

25ページ、11款災害復旧費、1項1目道路橋りょう災害復旧費21万1,000円の増は、事業費割増額請求により、北海道災害復旧促進協会負担金を増するものです。

以上で、議案第50号一般会計補正予算の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第50号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

15番佐藤議員。

○15番（佐藤初雄君） 16ページの支出予算の関係で、農林水産業費の中の目の農業振興費なのですが、畜産競争力強化事業費の補助2億5,000万なのですが、トータルで25億と非常に大きな数字なのですが、この2億5,000万、先ほど課長の説明がありました。

あさひ、それから計根別、中春でしたか、この地域ということですが、中身の積み上げがもしわかればお知らせをいただきたいなと思います。

あともう1点はですね、17ページ目3になりますけども水産業振興費。

これ実は、先般、産業建設常任委員会で現地視察の中に組み入れられて見ました。

風蓮湖の関係の整備ですか。これにつきまして30年ごろからピークで、総会承認いただいたということで、ことし1,540万ぐらいの支出というのですが、これについての積み上げと見直しをお願いしたいなど。

以上です。

○議長（松原政勝君） 農政課長。

○農政課長（門脇芳則君） 畜産クラスター事業関係の内容を説明いたしたいと思ます。

まず、積み上げということですね、各クラスター協議会の事業内容かと思しますので、そのクラスター協議会ごとに説明させていただきます。

まず、道東あさひ畜産クラスター協議会でございますが、5件の事業を行います。

内容といたしましては、牛舎が5棟、搾乳ロボットが16台等となっております。

次に、中春別地域畜産クラスター協議会の事業でございますが、3件ございます。

合計で補助金としまして2億246万円となっております。

内容といたしましては、牛舎2棟、バンカーサイロ3基でございます。それからふん尿処理施設等となっております。

最後、計根別地域畜産クラスター協議会への補助でございますが、補助金といたしまして1億175万7,000円。育成舎2棟となっております。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 次に、水産みどり課長。

○水産みどり課長（干場富夫君） 御質問にお答えいたします。

今回提出いたしました風蓮湖物揚場整備事業ですが、風蓮湖漁業活動に必要な物揚場の整備を行うための調査設計費ということで御提案させていただいております。

今回の調査設計費の内訳ということでございますけれども、1,541万円の内訳とい

たしまして、まず、地質調査といたしまして431万円、埋め立て免許申請図書の作成業務ということで180万円、構造実施設計費として690万円、停船測量費として240万円という内訳となっております。

また、今後につきましては、この調査設計を終えまして、29年、30年ということで、2カ年をかけて整備する計画としております。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 佐藤議員、よろしいですか。

そのほかありませんか。

11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） 15ページです。じん芥処理場の煙突の解体なのですが、先ほど言われました除却債というのを使うということは、国の補助をもらえるということになるのかどうか、そこら辺のところちょっとわからないのでお聞きします。

それと、この焼却炉の上の煙突は、つくられた年代からしてアスベストが入っている可能性もあるということで、それに対しての業者さんの対応はどのようになるのかというようなこと。

それと、ダイオキシンの測定のことなのですが、工事前、工事中、工事後、周囲に飛散している状況があるのかなのか、そういうことを確認するというような計画があるのかどうかということについてお聞きします。

○議長（松原政勝君） 財政課長。

○財政課長（阿部美幸君） 瀧川議員の質問にお答えいたします。

私のほうからは、除却債の関係について御説明いたします。

まず、この除却債の対象となるために、先ほども申し上げましたけれども、公共施設等総合管理計画というものを策定いたしますとその対象となるのですが、まず、その計画のことについて、簡単に御説明いたしたいと思います。

この公共施設等総合管理計画なのですが、平成26年に総務大臣の通知で、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」により要請されたもので、平成28年度内の策定を求められているものです。

その目的といたしましては、「人口減少少子化等により、今後の公共施設等の利用需要が変化していくことが見込まれる中で、公共施設等の全体を把握し、長期的視野に立って、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための計画」となっていますけれども、この計画の中にですね、先ほどの旧ごみ焼却処理施設の煙突などのように、危険度の高い資産の解体を行うという方針を計画の中に盛り込むことで、除却債の対象となるということになっております。

補助等はありませんけれども、地方債を借りられるということになっております。充当率は75%になっております。

先ほど申し上げました公共施設等総合管理計画の策定に内容につきましては、また改めてお時間をいただいて、計画案が固まり次第、新たに場を設けまして議員には説明をする予定ですので、よろしく願いいたします。

起債の関係については、私のほうから以上です。

○議長（松原政勝君） 町民課長。

○町民課長（青柳 茂君） 二つ目の御質問につきまして、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、工事に伴いまして、アスベストが入っているかということ、業者の対応ということになるかと思うのですけれども、アスベストについては入っておりません。

ただ、煙突の解体撤去工事につきましては、ダイオキシンの飛散防止と対策を講じなければならないということでありまして、国が策定しております事業者が講ずべき基本的な措置を示し、労働者のダイオキシン類への暴露防止の徹底を図ることを目的とした要綱である「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類暴露防止対策要綱」というものがございます。

この要綱並びに関係諸法令、諸規則を遵守して行うものとしていただいております。

○議長（松原政勝君） 建築住宅課長。

○建築住宅課長（山岸英一君） ただいまの質問の中で、工事中のダイオキシンの管理についてですが、現在のところ工事着手前にダイオキシンの状況については測定しております。

現在のところ2万1,000ピコグラムという量を確認しております。

あと、工事の中につきましては、工事の最中に何度か測定しながら、今回工事は全て囲った中でやるのですけれども、中の測定値、外の測定値、それから解体後の測定値と、こまめに測定しながらダイオキシンが漏れることがないように確認しながら工事を進めることになっております。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） ありがとうございます。今の質問についてはわかりました。

もう一つであるのですけれども、17ページの風蓮湖の物揚場の整備事業ということで、工事は29年、30年に行われるということです。

工事期間が2年にわたるというのは、いろいろ理由があるのかなと思うのですけれども、この2年間、物揚場の大きさにしては2年間というのは長いかなと思いますので、2年間が必要な理由というのと、それから、現在も老朽化して危険な状態にあるのですけれども、工事まで応急的な対応が必要となるということも考えられますが、そのことについて、そのようなときにはどのようにされるのか。考えておられるのかお聞きします。

○議長（松原政勝君） 水産みどり課長。

○水産みどり課長（干場富夫君） 御質問にお答えいたします。

まず、工事が2年にまたがるという理由ですけれども、この事業については、まず、現在ですね、道ですね、補助金を活用しながら進めておりまして、これにつきましては、まず、工事の内容については2年間について補助金を活用した中で進めていくということで、今、協議の中で進めるということで計画をしております。

また、工事につきましてはですね、以前は浮き栈橋といったことで設置をしておりましたけれども、今後、設置する予定のものにつきましては固定型ということで、コンクリートで固めたりですとか、そういった工事の工期上2年にまたがってしまうといった内容になっております。

あと、もう一つの御質問ですけれども、工事の期間中どうするのかということでございますけれども、現在の浮き栈橋につきましては、既存のまま設置をしまして、その隣にですね、新しいものを設置するといった計画で漁業生産活動にですね、支障のないように工事を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） 二つ目の質問なのですけれども、今でも結構老朽化していて、穴が開いていたりしているのですけれども、そのことについて、さらに危険な状態になったとき、新しいものを次のところに建てるというのはよくわかりましたが、今あるものが危険な状態になったとき、漁業者の人が困る状況になる可能性もあるということで、そのようなときに、応急処置的なことは考えの中にあるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（松原政勝君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤則夫君） ただいまの質問につきましては、私の方からお答えいたします。

ただいま課長から説明があったように、ことし設計、ボーリング等調査を行いまして、2年、29年、30年ということで、これから道のほうに、内々は振興局と協議しておりますが、2カ年事業の中で、漁港整備の中で、漁港の位置づけができれば、溝渠でできるのですけれども、風連湖の中に走古丹漁港がございまして、その関係で、新たな港という位置づけはできない。町単費でやるとなかなか事業費等の部分もありますので、何とかその補助事業を活用した中で、道の補助を受けてやると。ただ、補助金のほうの限度額等がございまして、投資を分けて2カ年の事業で実施したいというような中身で、現在考えております。

それで工事期間の部分については、議員おっしゃるとおり、今の状態でもかなり危険な状態で、毎年補修した中で使っております。工事が始まると、なかなかそこを利用した中でというのは、現実的には難しくなりますので、漁協のほうとの協議中では、その期間中については、不便をかけるという部分はありますけれども、隣接の前浜といいますか、浅瀬のほうの中身の部分で、何とか荷揚げを、不便をかけますけれども荷揚げをした中で、対応をしていただくと。

漁協のほうでもその辺、漁業者に対して協力をいただくような中身で進めたいということで、新たに仮設のものをその工事によって仮設のものを設置すると何千万円もまたかかりますので。

また、道立自然公園内の制約等もございまして、その辺がなかなかできないというような状況がございまして、今言った中身で対応したいと考えています。

以上です。

○議長（松原政勝君） ほかにございませんか。

1番小椋議員。

○1番（小椋哲也君） 予算書22ページ中段ですね、目2災害対策費の防災管理システム整備事業について2点お伺いします。

本件はですね、本別海と尾岱沼に設置してある潮位計の更新の事業と認識しておりますが、これは当初予算から比べて22%ほど工事費がアップしております。

まず、質問1点目は、この工事費がアップした理由をお聞かせください。

そして、2点目は、当初の予算を取得した際の見積もり、いづろ取ったのか教えてください。

よろしく申し上げます。

○議長（松原政勝君） 防災交通課長。

○防災交通課長（宮本栄一君） それでは、御質問にお答えいたします。

まず、1点目の潮位計のアップの理由ですけれども、当初、計画していた潮位計がですね、既存ケーブルを再利用するというので、投げ込み式の潮位計というふうに計画をしていました。投げ込み式につきましては、水中生物、貝ですとか、海藻が付着によってですね、センター部分がですね、損傷するというような可能性が出ましたので、損傷によりデータ通信が不具合等起こさないようにですね、非接触式のですね、音波式潮位計にまずは変更をいたしました。

それに伴ってですね、音波式潮位計に変更した場合、ケーブル芯数が6芯のため、既存4芯のケーブルを再利用するためには、6芯から4芯のケーブルに変更する機器が必要となりました。

また、今回の機器変更や追加等による増額と資機材や人件費の単価の上昇に伴って、工事経費の部分も高くなりましたので、増額補正をするというものです。

それと当初予算の見積もりにつきましては、10月に見積もりを徴収しております。

以上です。

○議長（松原政勝君） 1番小椋議員、よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） なければ質疑を終わります。

ここで会議を10分間休憩いたします。

午前11時15分 休憩

---

午前11時24分 再開

○議長（松原政勝君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

---

### ◎日程第7 議案第51号

○議長（松原政勝君） 日程第7 議案第51号平成28年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（青柳 茂君） 議案第51号の内容説明をいたします。

別冊の平成28年度別海町国民健康保険特別会計補正予算書の1ページをお開きください。

平成28年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

平成28年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億8,600万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開き願います。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

まず「歳入」です。補正額の欄で申し上げます。

1 款国民健康保険税、1 項で4,448万3,000円の増。

3 款療養給付費等交付金、1 項で1,900万2,000円の減。

7 款繰入金、1 項で1,265万2,000円の増。

9 款諸収入、3 項で413万3,000円の減。

歳入合計で3,400万円を増額し、補正後の歳入の予算額を30億8,600万円とするものです。

次に、下段の「歳出」です。

1 款総務費、1 項と2 項で62万円の増。

2 款保険給付費、1 項で2,438万円の増。

10 款予備費、1 項で900万円の増。

歳出合計で3,400万円を増額し、補正後の歳出の予算額を30億8,600万円とするものです。

次の「事項別明細書」、「1. 総括」については省略し、「2 歳入」から御説明いたします。

5 ページをお開きください。「2 歳入」です。

款項の金額を省略し、目の補正額で説明いたします。

1 款国民健康保険税で、1 項1 目一般被保険者国民健康保険税4,572万4,000円の増。

2 目退職被保険者等国民健康保険税、124万1,000円の減。

いずれも平成27年分の取得の確定及び国民健康保険税条例の改正案に基づき、精査を行いまして、前年度と同じく、収納率を95%として算出した結果、それぞれ増減するものであります。

3 款療養給付費等交付金、1 項1 目療養給付費等交付金1,900万2,000円の減。  
平成27年度交付金の確定に伴い、試算した結果に基づき減額をするものです。

6 ページをお開きください。

7 款繰入金、1 項1 目一般会計繰入金1,265万2,000円の増。

国民健康保険税の軽減に係る一般会計からの繰り入れ分の増額です。

9 款諸収入、3 項5 目歳入欠かん補填収入413万3,000円の減。

歳入欠かん補填収入については、当初、財源不足分として1,281万7,000円を計上していましたが、国民健康保険税及び一般会計繰入金の増額等によりまして、413万3,000円を減額し、補正後の歳入欠かん補填収入の額を868万4,000円とするものです。

以上で、歳入を終わります。

7 ページをお開きください。「3 歳出」です。

目の補正額で説明いたします。

1 款総務費、1 項1 目一般管理費70万円の増は、国保制度改正に伴うシステムの改修に係る負担金です。

2 項1 目賦課徴収費8万円の減は、釧路・根室広域地方税滞納整理機構負担金の確定によるものです。

次に、8 ページをお開きください。

2 款保険給付費、1 項1 目一般被保険者療養給付費2,438万円の増。

平成27年度の医療費の確定に伴いまして、試算により増額をするものです。

10款予備費、1項1目予備費900万円の増。

急激な医療費の増加など不測の事態に対処するための増額です。

以上で、議案第51号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第51号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

13番中村議員。

○13番（中村忠士君） この後、常任委員会がありまして、そこで細かい説明があるのかなというふうに思うのですが、1点だけお聞きをしたいというふうに思います。

国民健康保険税の5ページですね、5ページの項1で4,400万ほどの増額ということになっていますけれども、理由については、先ほどの説明で27年度の所得確定と。もう1点は条例改訂によるものだというのですが、条例改定によってですね、この4,400万余りのその中のどのぐらいの額が条例改定によって算出されたものかお聞きします。

○議長（松原政勝君） 町民課長。

○町民課長（青柳 茂君） お答えいたします。

今回の国民健康保険税の予算額としまして、補正額として4,448万3,000円ほど増額しておりますけれども、その内訳といたしまして、条例改正による限度額改正、限度額改正と軽減と二つ、今回の改正ございますけれども、限度額改正による補正額としての影響は3,100万円と。軽減拡大による影響というものは30万円ということで試算をいたしております。

以上です。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 限度額拡大で3,100万というのはわかりました。

軽減の枠を広げるとということかなというふうに、私は理解しているのですが、それによって30万円減するのですか、増するのですか。

○議長（松原政勝君） 町民課長。

○町民課長（青柳 茂君） 失礼いたしました。

30万円減ということでございます。

○議長（松原政勝君） 中村議員、よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

---

#### ◎日程第8 議案第52号

○議長（松原政勝君） 日程第8 議案第52号別海町町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（中村公一君） 議案第52号別海町町税条例等の一部を改正する条例の制定について、内容を御説明申し上げます。

本案は、去る3月31日に公布されました「地方税法等の一部を改正する等の法律」に基づく改正であります。

今回の改正は、平成28年度地方税制改正において、地方創生の推進に向けて税源の偏在性を是正するための法人住民税の税率の引き下げや自動車取得税の廃止に伴い、燃費性能により取得時に課税される軽自動車税環境性能割の創設、その他法改正により、それぞれ関連する項目について町税条例の条項の改正並びに条文の整理を行うものです。

議案書では3ページから18ページまでとなります。

改正条文の朗読は省略させていただき、お手元に配付しております議案資料により御説明をいたします。

議案資料1ページをお開き願います。

1ページから28ページが本改正案の新旧対照表で、右の欄が「改正前」、左の欄が「改正後」となっております。

次に、29ページをお開き願います。

改正要旨を「別海町町税条例等の一部を改正する条例制定説明資料」により説明申し上げます。

資料は左から順に「番号」、「改正項目」、「改正条項」、「改正内容」、「適用年月日」、「参考法令」の区分となっております。

主な改正要旨は4点で、1番目、「法人税割の税率」であります。

地方法人課税の偏在是正の措置を講じ、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税割の税率を引き下げ、その引き下げ相当分を国税であります地方法人税の税率を引き上げ、その税収の全額を地方交付税の原資とするものであります。

当町につきましては制限税率を採用している法人税割を現行の12.1%から、8.4%に引き下げるものであります。

なお、改正後の税率は、各法人の平成29年4月1日以降に開始する事業年度分から適用となることから、実質の影響は平成30年度からとなるものであります。

2点目は、「軽自動車税環境性能割の創設」であります。

消費税引き上げ時の社会課税の見直しの一つとして、自動車取得税を廃止し、その代替財源として軽自動車税環境性能割が創設されました。

納税義務者は、主な定置上の所在地において当該軽自動車を取得したものです。

税率は、条例本則において第1号が1%、第2号から2%、第3号が3%と定めていますが、附則第15条の5により、税率を特例として当分の間、第3号の3%を2%として、営業用の第1号を0.5%、第2号を1%、第3号を2%とするものであります。

非課税の範囲につきましては、国等が取得する三輪以上の軽自動車、環境への負荷の低減に著しく資する三輪以上の軽自動車及び相続その他の形式的な所有権の移転により取得した三輪以上の軽自動車となります。

免税点は、取得価格が50万円以下となります。

また、賦課徴収の特例として附則において、当分の間、北海道が自動車税の環境性能割の例により行い、町は道に徴収取扱費を交付すると定めるものであります。

適用年月日は平成29年4月1日からとなるものです。

30ページをごらん願います。

3番目は、「軽自動車税を種別割に名称変更」するものであります。

軽自動車税の環境性能割の創設に伴い、現行の軽自動車税を種別割へと名称変更するも

ので、適用年月日は平成29年4月1日からとなるものです。

4番目は、「軽自動車税の種別割の税率の特例」であります。昨年度導入しましたグリーン化特例の延長であります。

平成28年度課税分のみとされていましたがグリーン化特例による軽課を1年間延長し、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに、新車者として初めて車両登録された三輪以上の軽自動車を対象とするものであります。

軽課適用の年度は平成29年度のみであります。

軽減の割合につきましては、昨年と同様で、燃費基準達成の程度等によって、おおむね75%軽減、おおむね50%軽減、おおむね25%軽減となるものでございます。

軽減後の種別割の税額につきましては、31ページ、(4)の「軽減による種別割」の表をごらん願います。

適用年月日は、平成29年4月1日からとなるものです。

32ページをごらん願います。

「その他の改正条項の内容」については、「地方税法改正に合わせての改正」となるもので、各条文の内容は省略し、主な改正点のみ申し上げます。

1番、2番、3番及び4番につきましては、延滞金を課する期間の見直しに関する改正であります「地方税法の改正に合わせた改正」で、申告納付がされた後に減額更正となり、その後、さらに増額更正等があった場合の延滞金の計算期間から一定の期間を向上して計算することとされたことに伴う所要の措置であります。

5番目は、地方税法で非課税と規定している固定資産税について、対象となる固定資産及び申請手続を条例で規定するものであります。

現在、当町に該当する固定資産税はありませんが、地方税法に合わせて条例に規定するものであります。

6番目は、名称変更による規定の整備であります。

7番目は、「スイッチOTC薬控除の創設」であります。

適切な健康管理のもとで、医療用医薬品からの代替を勧める観点から、健康の保持増進及び疾病の予防への取り組みとして、医師の関与がある健康診断、予防接種及び健康診査等のうち、いずれか一つを受けていることが必要で、その他スイッチOTC薬とされている要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品などの購入分が対象となります。

なお、従来の医療費控除との併用はできないこととなっております。

この特例措置は平成30年度から34年度までの個人住民税に適用されます。

8番目は、「地方税法に条例委任事項が設けられたことに伴う改正」であります。

地方税法の改正により、固定資産税課税標準の特例措置について、その軽減割合が条例委任となったことに伴い、条例で規定したものであります。

表の上段の電気事業者による再生可能エネルギー調達に関する特例措置に規定する一定の太陽光発電設備及び風力発電設備の特例割合は、太陽光、風力発電設備が3分の2、同じく表の中段の水力地熱、バイオマス発電設備は2分の1とするものであります。

続きまして、表の下段、高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定する新築サービスつき高齢者向け賃貸住宅は、3分の2とするものであります。

9番目は、省エネ改修工事を行った住宅に係る減額措置の適用期間を2年間延長し、平成30年3月31日までとするものであります。

10番目は、町税条例第19条の改正に伴う所要の規定の整理及び文言の整理を行うものでございます。

なお、それぞれの改正の適用につきましては、資料の右側に記載しております適用年月日からとなるものです。

以上で、議案第52号の提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（松原政勝君） 議案第52号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

---

### ◎日程第9 議案第53号

○議長（松原政勝君） 日程第9 議案第53号別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（中村公一君） 議案第53号別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、内容を御説明申し上げます。

本案は、「地方税法施行令の一部を改正する政令」が本年3月31日に公布されたことに伴い、本町の国民健康保険税におきましても、政令に準じた条例改正を行うものです。

今回の国民健康保険税に係る税制改正では、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平性確保のため、平成27年度に引き続き、低所得者層の保険税負担の軽減及び賦課限度額の見直しを行うものです。

議案書では19ページと20ページになりますが、改正条文の朗読は省略させていただきます、お手元に配付しております議案資料により御説明をいたします。

議案資料の35ページをお開き願います。

35ページから37ページまでが本改正案の新旧対照表で、右の欄が「改正前」、左の欄が「改正後」となっております。

それでは38ページをお開き願います。

改正要旨を「別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定説明資料」により説明申し上げます。

資料は左から順に「区分」、「改正項目」、「改正条項」、「改正内容」となっております。

区分1、改正項目、「国保税の課税限度額」についての改正でございますが、改正条項は、「条例第2条第2項及び第3項並びに第21条第1項」となります。

改正内容について、国民健康保険税は国民健康保険本体の医療給付費等に充てる基礎課税分と後期高齢者の支援金を納付するために充てる分、そして、介護保険制度に基づく介護給付金を納付するために充てる分の3区分での課税となっており、現行は基礎課税分からそれぞれ「52万円」、「17万円」、「16万円」と課税限度額が設定されています。

これを地方税法施行令の改正に合わせて、基礎課税分からそれぞれ「54万円」、「1

9万円」、「16万円」とし、合わせて4万円を引き上げ、課税限度額の合計額を現行の「85万円」から「89万円」に引き上げるものです。

次に、区分2の「国保税の軽減措置」についての改正でございますが、改正条項は、「条例第21条第1項第2号及び同法第3号」となります。

改正内容について、国民健康保険税の軽減区分は、国保加入者数をもとに計算される均等割額と1世帯当たりの平等割りの世帯の所得に応じて、「7割」、「5割」、「2割」の割合で軽減する仕組みであります。

このうち7割の軽減世帯軽減につきましては、改正はございませんが、5割軽減では、世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗ずるべき金額を現行の「26万円」から「26万5,000円」に引き上げ、2割軽減では、世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗ずるべき金額を現行の「47万円」から「48万円」に引き上げるものです。

このことから、世帯の前年中の所得の合計額が、資料に記載の算定式により計算された軽減基準額以下であれば、均等割及び平等割がそれぞれの割合で軽減されるものです。

続いて、本資料の37ページをお開き願います。

新旧対照表の左側の改正後をごらん願います。

施行期日につきましては、「公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する」とするものです。

また、適用区分につきましては、この条例による「改正後の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による」とするものです。

以上で、議案53号の提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（松原政勝君） 議案第53号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 先ほど予算の件で聞いたわけですが、少し視点を変えてですね、お伺いをします。

この限度額が引き上げられた、引き上げるという提案ですが、引き上げることによって、この現行での85万円限度を超える方の世帯と人数、それからの改正した後のですね、89万円が限度額となった際の予想される、この限度額を超える世帯と人数についてお知らせいただきたいのと、もう1点は、7割軽減、5割軽減、2割軽減と、こういうふうにあるわけですが、現在、この7割軽減の方の世帯数と人数、同じく5割軽減の世帯数と人数、2割軽減の世帯数と人数についてお知らせいただきたいと思います。

○議長（松原政勝君） 税務課長。

○税務課長（中村公一君） 御質問にお答えします。

限度額改正による影響ということで、世帯数と被保険者数ということなのですが、限度額につきましては世帯数でしか調べておりませんので世帯数のみということでお答えいたします。

今回の限度額改正による基礎課税分と後期高齢者支援金等分の影響について、補正予算時のデータでもって比較した結果、基礎課税分が改正前844世帯、改正後が825世帯、19世帯の減となります。

後期高齢者支援金等の支援金等分が改正前 8 2 5 世帯、改正後は 7 6 6 世帯、5 9 世帯の減となります。

続きまして、軽減制度拡充による影響による世帯数と被保険者数なのですが、軽減制度改正による 2 割軽減と 5 割軽減の影響額について、先ほどと同じく補正予算のデータを比較した結果、2 割軽減で基礎課税分が改正前 2 0 7 世帯、改正後は 2 1 5 世帯、8 世帯の増となります。

被保険者数は、改正前 4 1 9 人、改正後 4 3 1 人で 1 2 人の増となります。

同じく、2 割軽減で後期高齢者支援金等分が改正前 2 0 7 世帯、改正後が 2 1 5 世帯で 8 世帯の増。

被保険者数は、改正前 4 1 9 人、改正後 4 3 1 人で 1 2 人の増となります。

同じく、2 割軽減で介護給付金課税分が、改正前 1 0 4 世帯、改正後が 1 0 6 世帯で 2 世帯の増。

被保険者は、改正前 1 3 1 人、改正後 1 3 3 人で 2 名の増となります。

続いて、5 割軽減でございますが、基礎課税分が改正前 2 2 6 世帯、改正後が 2 2 8 世帯で、2 世帯の増。

被保険者数は、改正前 4 5 7 人、改正後 4 6 2 人で 5 人の増となります。

同じく、5 割軽減で後期高齢者支援金等分が、改正前 2 2 6 世帯、改正後が 2 2 8 世帯で 2 世帯の増。

被保険者は、改正前 4 5 7 人、改正後 4 6 2 人で 5 人の増となります。

同じく、5 割軽減で介護給付金課税分が、改正前 1 1 2 世帯、改正後が 1 1 4 世帯で 2 世帯の増。

被保険者は、改正前 1 4 4 人、改正後 1 4 7 人で 3 人の増となります。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 中村議員。

○13番（中村忠士君） 7 割軽減の現在この軽減の対象になっておられる世帯数と人数もお聞きしたかったのですが、わかりますか。

わかれば教えてください。

○議長（松原政勝君） 税務課長。

○税務課長（中村公一君） 7 割軽減の世帯数ということで御質問のあった件についてお答えします。

7 割軽減は世帯数で、基礎課税分が 6 1 6 世帯、被保険者数が 8 9 1 人、後期の分につきましては 6 1 6 世帯、被保険者数が 8 9 1 人、介護につきましては世帯数が 2 5 7 世帯、被保険者数が 2 8 7 人ということでございます。

以上です。

○議長（松原政勝君） 13 番中村議員。

○13番（中村忠士君） 7 割軽減は改正なしということなのですが、この改正なしというふうに結論付けた理由についてお伺いしたいと思うのですが。

○議長（松原政勝君） 税務課長。

○税務課長（中村公一君） 今回の改正はですね、地方税法施行令の改正でございます。

地方税法施行令の中にですね、軽減額もしくは限度額について示されておりまして、軽減額につきましては、地方税法施行令で規定されている軽減基準額、計算とか、そういう金額なのですが、条例で定めとなっております。

それで今回は7割軽減については地方税法施行令上でも改正がございませんので、条例で定めることはできないということになっております。

以上であります。

○議長（松原政勝君） ほかに質疑ございませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

ここで会議を1時まで休憩いたします。

午後 0時02分 休憩

---

午後 0時55分 再開

○議長（松原政勝君） 時間がちょっと早いのですが皆さんおそろいなので、これから会議を始めたいと思います。

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

---

#### ◎日程第10 議案第54号

○議長（松原政勝君） 日程第10 議案第54号別海町立保育園運営委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（山田一志君） 議案第54号別海町立保育園運営委員会条例の一部を改正する条例の制定について内容を御説明いたします。

議案書21ページをお開き願います。

本条例は、厚生労働省局長通知に基づき、認可保育所に設置が義務づけられている委員会の設置に関して規定をするものですが、今年度から町立認可保育園2園が認定こども園保育所型に運営を移行し、別海町立認定こども園設置条例が、ことしの4月から施行され、条例の附則で町立保育園条例が廃止されているところです。

このことから、関係する条文を改め、あわせて文言整理をしようとするものです。

議案本文の朗読は省略させていただき、改正箇所等につきましては、議案資料により御説明いたします。

議案資料39ページの新旧対照表をお開き願います。

右側が「現行条例」、左側が「改正後の条例」で、下線部分が「改正箇所」であります。

第1条は、「町立保育園」を「認定こども園（保育所型）」に改め、「保育園」を「保育園等」に、また、条例の題名も「保育園等」に改めようとするものです。

第2条は、文言整理による改めと、同条第1号のいわゆる保育料については、他の条例に規定されておりますので、引用する条例名及び規定を明記しようとするものです。

また、同条第2号及び第3条は、第1条と同様に定義を「保育園」から「保育園等」に改めようとするものです。

附則といたしまして、「本条例は、公布の日から施行する。」とするものです。

以上で、議案第54号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第54号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 質疑を終わります。

---

#### ◎日程第11 議案第55号

○議長(松原政勝君) 日程第11 議案第55号別海町社会体育施設設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

教育部次長。

○教育部次長(下地 哲君) 議案第55号別海町社会体育施設設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案の内容を説明いたします。

議案書23ページをお開きください。

本条例の制定につきましては、別海小学校、中学校に隣接し、子供たちの水泳学習に利用されておりました本別海水泳プールについて、平成28年3月末をもって、別海小学校及び中学校が閉校となったことに伴い廃止とし、別海町社会体育施設設置条例の一部を改正する条例を制定するものです。

なお、当該プールの廃止については、平成27年5月に開催されました地元別海小学校、別海中学校、PTA、地域で構成いたします本別海プール管理運営委員会において、学校が閉校となる平成28年4月以降の運営に関し、運営はできないと判断し、プールの廃止について確認されていることを申し上げます。

改正について、別添の議案資料に基づき説明いたします。

議案資料41ページをお開きください。

別海町社会体育施設設置条例の一部を改正する条例新旧対照表ですが、右が「改正前」、左が「改正後」であります。

右表、「名称及び位置」から「本別海水泳プール」を削除するものであります。

附則として「この条例は、公布の日から施行する。」としております。

以上で、議案第55号別海町社会体育施設設置条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。

○議長(松原政勝君) 議案第55号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 質疑を終わります。

---

#### ◎日程第12 議案第56号

○議長(松原政勝君) 日程第12 議案第56号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務部次長。

○総務部次長(浦山吉人君) 議案第56号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての内容説明をいたします。

議案の24ページ、議案資料は42ページをお開きください。

本議案は、本町が加入をしている北海道町村議会議員公務災害補償等組合から脱退する団体が生じたことに伴い、組合同約の一部変更について、地方自治法第286条第1項の規定により協議を求められたことから、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案の朗読をもって説明といたします。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同約の一部を変更する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「北空知学校給食組合」を削る。

附則といたしまして、「この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。」というものでございます。

以上で、議案第56号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第56号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

---

### ◎日程第13 議案第57号

○議長（松原政勝君） 日程第13 議案第57号北海道市町村総合事務組合同約の変更についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務部次長。

○総務部次長（浦山吉人君） 議案第57号北海道市町村総合事務組合同約の変更についての内容説明をいたします。

議案の25ページをお開きください。

なお、議案資料は43ページになります。規約の変更部分の新旧対照表を掲載しております。

本議案は、本町が加入をしている北海道市町村総合事務組合から脱退をする団体が生じ、組合同約の一部変更について、地方自治法第286条第1項の規定により、協議を求められましたことから、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案の朗読は省略し、議案資料により説明をいたします。

資料43ページ、新旧対照表の右側が「改正前」、左側が「改正後」となります。

改正箇所は、まず、「別表第1」の組合を組織する地方公共団体のうち、「空知総合振興局」から「北空知学校給食組合」を削り、構成地方公共団体数を「34」から「33」に変更するものです。

次に、「別表第2」では、共同処理する事務「区分9」の項中「北空知学校給食組合」を削るものです。

また、附則において、本規約変更の施行期日を定めるものでございます。

以上で、議案第57号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第57号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行い

ます。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 質疑を終わります。

---

#### ◎日程第14 議案第58号

○議長(松原政勝君) 日程第14 議案第58号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務部次長。

○総務部次長(浦山吉人君) 議案第58号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についての内容説明をいたします。

議案の26ページをお開きください。

なお、議案資料は45ページになります。規約の変更部分の新旧対照表を掲載してございます。

本議案は、本町が加入をしている北海道市町村職員退職手当組合を脱退する団体が生じたこと、加えて、組合理約本文の一部字句の整備、表現の変更及び別表を改めることについて、地方自治法第286条第1項の規定により、協議を求められたことから、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案の朗読は省略し、議案資料により説明をいたします。

資料45ページ、新旧対照表の右側が「改正前」、左側が「改正後」となります。

「第1条」、「第3条」及び「第5条」は、条文中及び表中の字句の整備及び表現の変更です。

まず、「第1条」及び「第3条」は、「第1条」条文中「健全化を」を「健全化に」に改め、「第3条」条文中「地方公共団体」を「市町村、一部事務組合及び広域連合」に改めるものです。

また、「第5条」は、表中の互選の方法欄の記載内容を根拠となる例規を引用した記載内容に表現を改めるものです。

次に、「別表」の変更です。

資料46ページから49ページまでが「別表」の記載となり、47ページ以降が変更箇所となりますが、数が多いことから、変更内容の概略を申し上げます。

「改正前」の別表のつくりでは、「市町村」、「一部事務組合及び広域連合」が区分の仕切りなしに一連の記載となっていたものを、「改正後」は「市町村」の区分を(1)、「一部事務組合及び広域連合」の区分を(2)とするつくりで改め、加えて、それぞれの「一部事務組合及び広域連合」の地域区分名に、「管内」の文言を追加し、「空知管内」の「一部事務組合及び広域連合」の欄から、今回、解散を理由に、当該組合を脱退することとなった「北空知学校給食組合」を削除し、これまで地域区分を「札幌」としていた「北海道市町村総合事務組合ほか四つの事務組合及び企業団」を「(2)一部事務組合及び広域連合」の「石狩管内」の中にも入れるという内容に改めるものでございます。

また、附則におきまして、本規約変更の施行期日を定めるものでございます。

以上で、議案第58号の内容説明を終わります。

○議長(松原政勝君) 議案第58号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行い

ます。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 質疑を終わります。

---

#### ◎日程第15 議案第59号

○議長(松原政勝君) 日程第15 議案第59号工事請負契約の締結について(本別海へき地保育園改築建築主体工事)を議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長(阿部美幸君) 議案第59号の内容説明をいたします。

議案の30ページをお開きください。

本案は、工事請負契約の締結に当たり、予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に議案本文を朗読いたします。

- 1、契約の目的、本別海へき地保育園改築建築主体工事。
- 2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。
- 3、契約金額、6,145万2,000円(内消費税及び地方消費税額455万2,000円)。
- 4、契約の相手方、野付郡別海町別海旭町202番地の2、近藤建設株式会社、代表取締役、近藤裕。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は、4月13日から5月9日までの休日を除く15日間。

応募者数は5者で、資格審査の結果、全ての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は6月6日、島影建設株式会社、近藤建設株式会社、株式会社佐々木建設工業、みどり建工株式会社、株式会社岡田工務店の5者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は5,790万円、最低入札価格は5,690万円で、最低入札者であります本案の近藤建設株式会社と現在、仮契約中であります。

なお、工期は、本契約日の翌日から12月20日までを予定しております。

工事の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料の50ページをお開きください。

53ページまでが本案工事の資料となります。

工事の場所は、別海町本別海2番地235。

工事概要ですが、工事名は本別海へき地保育園改築建築主体工事。

構造は木造平屋建て。延べ床面積は264.99平方メートル。建築面積は283.69平方メートルです。

51ページをお開きください。

配置図ですが、建設場所は既存園舎の南側となります。新園舎完成後、既存園舎は解体いたします。

52ページをお開きください。こちらは平面図となります。

主な諸室ですが、西側から入った玄関ホールを中心に、北側の地域交流スペース、相談

コーナーから右回りに調理室、遊戯室、園児トイレと保育室を2部屋、職員室を配置しています。

また、附帯施設として新園舎の西側にプレハブ造り。延べ床面積9.26平方メートルの物置を設置いたします。

53ページはそれぞれの方位から見た立面図を掲載しています。

以上で、議案第59号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第59号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

---

### ◎日程第16 議案第60号

○議長（松原政勝君） 日程第16 議案第60号工事請負契約の締結について（上西春別小学校校舎・講堂改修建築主体工事）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（阿部美幸君） 議案第60号の内容説明をいたします。

議案の31ページをお開きください。

本案も、工事請負契約の締結に当たり、予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に議案本文を朗読いたします。

1、契約の目的、上西春別小学校校舎・講堂改正建築主体工事。

2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。

3、契約金額、8,097万8,400円（内消費税及び地方消費税額599万8,400円）。

4、契約の相手方、野付郡別海町西春別駅前西町46番地、みどり建工株式会社、代表取締役庄司豊。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は、4月13日から5月9日までの休日を除く15日間。

応募者数は3者で、資格審査の結果、全ての候補者が資格ありと認められました。

入札の執行は6月6日、島影建設株式会社、近藤建設株式会社、みどり建工株式会社の3者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は7,530万円、最低入札価格は7,498万円で、最低入札者であります本案のみどり建工株式会社と現在、仮契約中であります。

なお、工期は、本契約日の翌日から12月20日までを予定しております。

工事の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料の54ページをお開きください。

58ページまでが本案工事の資料となります。

工事の場所は、別海町西春別駅前西町2番地。

工事概要ですが、工事名は上西春別小学校校舎・講堂改修建築主体工事。

構造は、校舎が鉄筋コンクリートづくり2階建て。講堂が鉄骨鉄筋コンクリートづくり

2階建て。合計延べ床面積は4,587.51平方メートル。合計建築面積は2,955.394平方メートルです。

主な工事内容ですが、校舎内部は、床の張りかえ及びウレタン樹脂塗装の塗りかえ、廊下の壁の一部塗りかえ、教室天井梁型の部分塗りかえとなっています。

校舎外部は、外壁の複層仕上げ塗材の塗りかえ、屋根は塗膜防水塗材仕上げに改修するものです。

講堂内部は、床のウレタン樹脂塗装の塗りかえ。

講堂外部は、校舎同様、外壁の複層仕上げ塗材の塗りかえ、屋根は長尺ガルバリウム鋼板葺きかえをするものです。

55ページをお開きください。

こちらは付近見取り図と右側が配置図となっています。

参考資料として56ページと57ページには、1階と2階の改修平面図、58ページにはそれぞれの方位から見た立面図を掲載しています。

以上で、議案第60号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第60号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

---

#### ◎日程第17 議案第61号

○議長（松原政勝君） 日程第17 議案第61号工事請負契約の締結について（西春別駅前団地公営住宅改修建築工事（2号棟））を議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（阿部美幸君） 議案第61号の内容説明をいたします。

議案の32ページをお開きください。

本案も、工事請負契約の締結に当たり、予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第2項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に議案本文を朗読いたします。

1、契約の目的、西春別駅前団地公営住宅改正建築工事（2号棟）。

2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。

3、契約金額、4,987万4,400円（内消費税及び地方消費税額369万4,400円）。

4、契約の相手方、野付郡別海町別海新栄町9番地、株式会社佐々木建設工業、代表取締役佐々木仁。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は、4月13日から5月9日までの休日を除く15日間。

応募者数は5者で、資格審査の結果、全ての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は6月6日、島影建設株式会社、近藤建設株式会社、株式会社佐々木建設工業、みどり建工株式会社、株式会社岡田工務店の5者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は4,648万円、最低入札価格は4,618万円で、最低入札者であります本案の株式会社佐々木建設工業と現在、仮契約中でありませ

す。  
なお、工期は、本契約日の翌日から12月20日までを予定しております。

工事の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料の59ページをお開きください。

62ページまでが本案工事の資料となります。

工事の場所は、別海町西春別駅前柏木町7番地1。

工事概要ですが、工事名は西春別駅前団地公営住宅改修建築工事（2号棟）。

構造はセラミックブロックづくり2階建て。1棟8戸。延べ床面積は660.36平方メートル。建築面積は412.38平方メートルです。

主な工事内容ですが、内部は給水、給湯、排水管の交換に伴う床、壁、天井の張りかえ。流し台、ガスコンロ台、吊戸棚の交換のほか、照明器具をLED照明に交換します。

外部は、外壁を湿式外断熱工法で改修し、屋根は耐候性塗料による塗りかえ。建具についてはアルミ建具を断熱アルミ建具に交換するものです。

60ページをお開きください。

配置図ですが、工事建物は3棟並んだ建物の中央になります。

参考資料として61ページには、1階と2階の平面図、62ページにはそれぞれの方位から見た立面図を掲載しています。

以上で、議案第61号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第61号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） 公営住宅なのですけれども、建設されてからどれぐらい経っているかお聞きします。

○議長（松原政勝君） 建築住宅課長。

○建築住宅課長（山岸英一君） 築後24年になります。

○議長（松原政勝君） 瀧川議員、よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

---

### ◎日程第18 議案第62号

○議長（松原政勝君） 日程第18 議案第62号工事請負契約の締結について（旧奥行臼駅通所主屋保存修理工事）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（阿部美幸君） 議案第62号の内容説明をいたします。

議案の33ページをお開きください。

本案も、工事請負契約の締結に当たり、予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第2項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に議案本文を朗読いたします。

- 1、契約の目的、旧奥行臼駅通所主屋保存修理工事。
- 2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。
- 3、契約金額、2億2,896万円（内消費税及び地方消費税額1,696万円）。
- 4、契約の相手方、野付郡別海町別海99番地43、島影建設株式会社、代表取締役社長島影輝雄。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は、4月13日から5月9日までの休日を除く15日間。

応募者数は5者で、資格審査の結果、全ての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は6月6日、島影建設株式会社、近藤建設株式会社、株式会社佐々木建設工業、みどり建工株式会社、株式会社岡田工務店の5者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は2億1,328万円、最低入札価格は2億1,200万円で、最低入札者であります本案の島影建設株式会社と現在、仮契約中であります。

なお、工期は、本契約日の翌日から平成30年9月30日までを予定しております。

工事の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料の63ページをお開きください。

68ページまでが本案工事の資料となります。

工事の場所は、別海町奥行15番地12。

工事概要ですが、工事名は旧奥行臼駅通所主屋保存修理工事。

3カ年の継続工事で、当初予算において、平成29年度から平成30年度までの債務負担行為を設定しているものです。

構造は木造2階建て。延べ床面積は447.98平方メートル。建築面積は282.172平方メートルです。

工事種目ですが、仮設工事、解体工事、土工事、基礎工事、木工事ほか記載の工事となります。

この工事は、建物存続に支障のある部分を補修し、文化財における活用上の安全性を向上させることを目的とし、修理方針は解体修理とするもので、腐朽破損部材については、繕い取りかえ等の健全化をはかった上で再び組み上げる修理工事とするものです。

64ページには配置図、参考資料として65ページと66ページには、1階と2階の平面図を。

67ページと68ページにはそれぞれの方位から見た立面図を掲載しています。

以上で、議案第62号の内容説明を終わります

○議長（松原政勝君） 議案第62号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

7番今西議員。

○7番（今西和雄君） 1点。ようやくこういう文化財を保護するという方面にも、大きな予算をつけて、町が取り組むということをしっかり理解したいなと思っております。

それで、ここの今言われたことについては、工事についての今回の予算の3カ年にわたる内訳だと思っておりますが、考え方として、これが完成したら、その建物だけじゃなくて周

辺も当然、整備をするという考え方をもちながらの今回の工事、予算づけなのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（松原政勝君） 教育部次長。

○教育部次長（下地 哲君） お答えします。

今回の補正につきましては、奥行臼駅通主屋の工事でございます。

なお、史跡整備並びに周辺の各文化財整備につきましては、平成25年度策定いたしました史跡奥行臼駅通所保存管理計画書において、駅通所周辺の整備構想について記載されております。

この奥行については、駅通、簡易軌道、国鉄と別海町の開拓歴史上、貴重な交通資産が残っておりまして、町の文化的財産であるこれら財産を後世に残すことは、必要な事業であり、また、観光資源にもなり得ることから、順次計画に基づき、整備計画を進めると記載されておりますので、今後、各補助金等を模索しながら進める予定でございます。

以上です。

○議長（松原政勝君） 今西議員、よろしいですか。

ほかにございませんか。

4番木嶋議員。

○4番（木嶋悦寛君） 奥行臼の文化財ということで、これ解体修理ということですが、建物としてはやはり歴史的建造物ということで、相当な知識、経験が必要な工事になるのかなというふうに考えます。

単純に解体修理ということではなくして、歴史的なその工法の部分ですとか、そういうことも復元していくのが本来の保存の方法なのかと考えます。

それをどのように担保していくのか、そして、安全性をそうした中でどのように確保していくかということについてお伺いします。

○議長（松原政勝君） 建築住宅課長。

○建築住宅課長（山岸英一君） 今回の工事は特殊な工事ということで、設計管理が入ることになっています。

現在のところ文化財保存計画協会というところが、管理委託に入りまして、専門的な見解を聞きながら進めることになっております。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 木嶋議員、よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

---

#### ◎日程第19 議案第63号

○議長（松原政勝君） 日程第19 議案第63号工事請負契約の一部変更について（根室中部3号主要幹線改良舗装工事請負契約）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（阿部美幸君） 議案第63号の内容説明をいたします。

議案の34ページをお開きください。

本件は、平成27年12月開催の第4回定例会において議決を経て契約を締結した、工

事請負契約に変更の必要性が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

最初に議案本文を朗読いたします。

工事請負契約の一部変更について。

平成27年12月11日議案第96号により議決を経て締結した、根室中部3号主要幹線改良舗装工事請負契約の一部を次のように変更したいので議会の議決を求める。

契約金額「1億5,444万円（内消費税及び地方消費税額1,144万円）」を、「1億5,959万1,600円（内消費税及び地方消費税額1,182万1,600円）」に改める。

変更の内容につきましては、路盤工、舗装工に使用する予定であったコンクリート再生骨材を確保できないことが判明したため、切り込み砂利に変更したこと。

また、道路事業設計要領の一部改正により、カルバート工、排水工の作業土工数量に変更が生じたことから、515万1,600円増額となったものです。

以上で、議案第63号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第63号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

---

#### ◎日程第20 議案第64号

○議長（松原政勝君） 日程第20 議案第64号財産の取得について（消防ポンプ自動車）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（阿部美幸君） 議案第64号の内容説明をいたします。

議案の35ページをお開きください。

本案は、財産の取得に当たり、予定価格が1,500万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に議案本文を朗読いたします。

1、取得する財産の種類及び数量、消防ポンプ自動車1台。

2、取得の方法、随意契約。

3、取得価格、3,865万2,120円（内消費税及び地方消費税額286万3,120円）。

4、取得の相手方、札幌市東区苗穂町13丁目2番地17号、株式会社北海道モリタ、代表取締役中川龍太郎。

次に、本案提出に至るまでの経過について御説明いたします。

入札の執行は6月6日で、株式会社北海道モリタ、田井自動車工業株式会社、株式会社二二商会の3者による指名競争入札を行い、1回目の入札で3者とも予定価格に達せず、続いて行った2回の再度入札においても、落札に至りませんでした。

このことから、随意契約によることができる規定を定めた地方自治法施行令第167条の2第1項第8号「競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。」の規定に基づき、3回目の入札で最低価格の入札者であった本案の株式会社北

海道モリタと協議を行い、随意契約により記載の価格で、現在、仮契約中であります。

なお、納期は翌年2月13日までとしております。

取得する財産の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料の69ページをお開きください。

この消防ポンプ自動車は、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業により取得するもので、主要諸元は、車型、日野SDG-FD7JEA。乗車定員は6名。全長6.35メートル、全幅2.28メートル。全高2.78メートル。総排気量6.403リットル。最大出力220馬力となっています。

消火装置関係ですが、性能は自治省制限の規定によるもので、消火装置は、水ポンプ装置、水槽、圧縮空気泡消火装置等を搭載しています。

水槽の容量は、900リットルというものです。

70ページには、上から見た平面図のほか、側面図及び背面図を記載しています。

以上で、議案第64号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第64号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

---

#### ◎日程第21 議案第65号

○議長（松原政勝君） 日程第21 議案第65号財産の取得について（高規格救急自動車）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（阿部美幸君） 議案第65号の内容説明をいたします。

議案の36ページをお開きください。

本案も、財産の取得に当たり、予定価格が1,500万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に議案本文を朗読いたします。

1、取得する財産の種類及び数量、高規格救急自動車1台。

2、取得の方法、指名競争入札による契約。

3、取得価格、3,682万8,000円（内消費税及び地方消費税額272万8,000円）。

4、取得の相手方、標津郡中標津町東16条北1丁目1番地、釧路トヨタ自動車株式会社中標津店、店長荒牧重雄。

次に、本案提出に至るまでの経過について御説明いたします。

入札の執行は6月6日で、株式会社北海道モリタ、田井自動車工業株式会社、株式会社二二商会、釧路トヨタ自動車株式会社中標津支店、帯広日産自動車株式会社中標津店の5者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は3,960万円、最低入札価格は3,410万円で、最低入札者であります本案の釧路トヨタ自動車株式会社中標津店と現在、仮契約中であります。

なお、納期は翌年2月1日までとしております。

取得する財産の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料の71ページをお開きください。

この高規格救急自動車は、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業により取得するもので、主要諸元は、型式、トヨタCBF-TRH226S。乗車定員は7名以上。全長5.65メートル。全幅1.895メートル。全高2.72メートル。総排気量2.693リットル。最大出力151馬力となっています。

高度救命処置用資機材として、気道確保用資機材、自動体外式除細動器など一式。救急用資機材として人工呼吸器や酸素吸入装置などの呼吸循環管理用資機材など一式となっています。

72ページには、上から見た平面図のほか、側面図、正面図、背面図を記載しています。

以上で、議案第65号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第65号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

---

#### ◎日程第22 議案第66号

○議長（松原政勝君） 日程第22 議案第66号財産の取得について（生活バス）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（阿部美幸君） 議案第66号の内容説明をいたします。

議案の37ページをお開きください。

本案も、財産の取得に当たり、予定価格が1,500万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に議案本文を朗読いたします。

1、取得する財産の種類及び数量、車両（生活バス）1台。

2、取得の方法、備荒資金組合からの譲渡。

3、取得価格、2,516万4,000円（内消費税及び地方消費税額、186万4,000円）。2,516万4,000円に、北海道市町村備荒資金組合が設定する利率で計算された利子を加えた額が取得価格となります。

4、取得の相手方、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道市町村備荒資金組合、組合長棚野孝夫。

次に、本案提出に至るまでの経過について御説明いたします。

本案は、平成28年第1回定例会において、一般会計予算で債務負担行為として議決をいただいております地域生活バス購入事業備荒資金組合車両譲渡事業で、北海道市町村備荒資金組合からバス1台の譲渡を受けるものです。

なお、納期は翌年3月13日までとしております。

取得する財産の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料の73ページをお開きください。

事業名は、平成28年度生活バス購入事業。

購入物品名、中型路線バス（ノンステップバス）になります。

主要諸元は、型式、いすゞSKG-LR290J2。乗車定員は58名。延長8.99メートル。全幅2.3メートル。全高3.045メートル。総排気量5.193リットル。最大出力210馬力となっています。

74ページには、正面図、背面図、側面図を記載しています。

以上で、議案第66号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第66号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

ここで会議を10分間休憩いたします。

午後 1時56分 休憩

---

午後 2時06分 再開

○議長（松原政勝君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

---

### ◎日程第23 議案第67号

○議長（松原政勝君） 日程第23 議案第67号財産の取得について（除雪グレーダー）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（阿部美幸君） 議案第67号の内容説明をいたします。

議案の38ページをお開きください。

本案も、財産の取得に当たり、予定価格が1,500万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に議案本文を朗読いたします。

1、取得する財産の種類及び数量、除雪グレーダー1台。

2、取得の方法、指名競争入札による契約。

3、取得価格、3,423万6,000円（内消費税及び地方消費税額253万6,000円）。

4、取得の相手方、標津郡中標津町緑町南2丁目3番地、コマツ道東株式会社中標津支店、支店長村上文人。

次に、本案提出に至るまでの経過について御説明いたします。

入札の執行は6月6日で、コマツ道東株式会社中標津支店、キャタピラーイーストジャパン株式会社北海道支社道東支店の2者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は3,280万円、最低入札価格は3,170万円で、最低入札者であります本案のコマツ道東株式会社中標津支店と現在、仮契約中であります。

なお、納期は翌年2月28日までとしております。

取得する財産の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料の75ページをお開きください。

この除雪グレーダーは、社会資本整備総合交付金事業により取得するもので、特殊自動車排出ガス2014年基準対応車となります。

主要諸元は、乗車定員1名。全長13.0メートル以下。全幅3.5メートル以下。全高3.8メートル以下。総重量23トン以下。

除雪性能は、フロントプラウによる最大除雪幅3.0メートル以上。最大除雪高50センチ以上。路面整正装置による路面整正幅3.7メートル以上となっています。

また、特別仕様としてシャッターつきバックカメラ一式を備えることとしています。

76ページには、上から見た平面図のほか、正面図と側面図を記載しています。

以上で、議案第67号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第67号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

---

#### ◎日程第24 議案第68号

○議長（松原政勝君） 日程第24 議案第68号財産の取得について（移動図書館車両）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（阿部美幸君） 議案第68号の内容説明をいたします。

議案の39ページをお開きください。

本案も、財産の取得に当たり、予定価格が1,500万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に議案本文を朗読いたします。

1、取得する財産の種類及び数量、車両（移動図書館車両）1台。

2、取得の方法、備荒資金組合からの譲渡。

3、取得価格、1,906万2,000円（内消費税及び地方消費税額141万2,000円）。1,906万2,000円に、北海道市町村備荒資金組合が設定する利率で計算された利子を加えた額が取得価格となります。

4、取得の相手方、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道市町村備荒資金組合、組合長棚野孝夫。

次に、本案提出に至るまでの経過について御説明いたします。

本案は、平成28年第1回定例会において、一般会計予算で債務負担行為として議決をいただいております移動図書館車両購入事業備荒資金組合車両譲渡事業で、北海道市町村備荒資金組合から移動図書館車両1台の譲渡を受けるものです。

なお、納期は翌年3月13日までとしております。

取得する財産の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料の77ページをお開きください。

事業名は、平成28年度移動図書館車両購入事業。

購入物品名、別海町図書館移動図書館車。

主要諸元は、型式、トヨタXZU720-TQFQB3。乗車定員は3名。全長6.8メートル以内。全幅2.220メートル以内。全高2.95メートル以内。総排気量4.009リットル。最大出力136馬力となっています。

なお、積載冊数は2,500冊以上となります。

78ページには、上から見た平面図のほか、側面図と背面図を記載しています。

以上で、議案第68号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第68号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

---

### ◎日程第25 議案第69号

○議長（松原政勝君） 日程第25 議案第69号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（阿部美幸君） 議案第69号の内容説明をいたします。

議案の40ページをお開きください。

議案第69号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について。

本件につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条において、辺地の公共的な施設を整備しようとするときは、あらかじめ都道府県知事と協議の上、議会の議決を経て、当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を定め、これを総務大臣に提出しなければならないと規定されていることから、総合整備計画の策定について、議会の議決を求めるものであります。

なお、北海道知事との協議については、事前に終了していることを申し添えます。

今回、総合整備計画を策定するのは走古丹及び奥行の二つの辺地です。

41ページをお開きください。

走古丹辺地の総合整備計画です。

辺地の人口170人、面積6.5平方キロメートル。

辺地の概況のうち、辺地を構成する字名、別海町走古丹。辺地の中心の位置、野付郡別海町走古丹2番地98。辺地度数、330件。

整備を必要とする事情は、下水道について、施設の老朽化に伴う事故・機能停止は社会生活に重大な影響を及ぼすため、改築・更新を効率的に進める必要があるというものです。

整備計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間となります。

施設名は、下水道（特定環境保全下水道事業）。事業主体名は別海町。事業費5,900万。財源内訳は、一般財源が5,900万円。一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を2,950万円とするものです。

次に、42ページをお開きください。

奥行辺地の総合整備計画です。

辺地の人口145人、面積62.5平方キロメートル。

辺地の概況のうち、辺地を構成する字名、野付郡別海町奥行。地域の中心の位置、野付郡別海町奥行16番地22。辺地度点数、187点。

整備を必要とする事情は、産業近代化について、農業経営の近代化を図るために安定した用水の供給が必要であるというものです。

整備計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間となります。

施設名は、産業近代化（環境保全型かんがい排水事業）。事業主体名は国。事業費39億4,265万4,000円。財源内訳は、特定財源が38億5,575万3,000円、一般財源が8,690万1,000円。一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を8,690万円とするものです。

以上で、議案第69号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第69号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

---

#### ◎日程第26 同意第2号

○議長（松原政勝君） 日程第26 同意第2号別海町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

別海町長職務代理者別海町副町長。

○別海町長職務代理者別海町副町長（佐藤次春君） 同意第2号について御説明申し上げます。

本件につきましては、別海町教育委員会委員の任命について議会の同意を求めるものでございます。

現在、本町の教育委員会委員は、委員長であります別海の大塚保男さん、委員長職務代理者として別海の木村江里さん、そして尾岱沼の伊勢浩子さん、それに真籠教育長、また、さらには西春別駅前の上田茂さんの5名の方々をお願いをさせていただいておりますが、御承知のとおり、上田茂委員が本年3月7日に亡くなりになられたことから、別海町教育委員会委員として、新たに粥川一芳さんを任命したいというものでございます。

粥川さんは、「西春別駅前曙町6番地の112」にお住まいで、「昭和26年2月14日生まれ」の満65歳でございます。

主な経歴等について若干申し上げます。

粥川さんは、昭和44年に中標津高等学校卒業後、当時の西春別農業協同組合に入所されました。

平成2年には管理部長、平成15年からは参事職の要職につかれ、また、平成21年4月からは道東あさひ農業協同組合常勤監事として、長年の農協勤務で培った手腕を発揮されました。

以後、本年の6月7日に退任されるまで、通算して47年間にわたり、農業協同組合の発展に御尽力されたところでございます。

粥川さんは、温厚なお人柄で、地域からの人望も厚く、人格、識見ともに立派な方で、教育委員会委員に適任であると考えているところでございます。

なお、任期は「前任者の残任期間」ということで、「同意をいただいた日から平成30年10月11日まで」でございます。

ぜひ、皆様の御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 同意第2号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

---

### ◎日程第27 報告第1号

○議長（松原政勝君） 日程第27 報告第1号平成27年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は報告のみでありますことを申し添えます。

財政課長。

○財政課長（阿部美幸君） 報告第1号の内容説明をいたします。

議案の44ページをお開きください。

本件につきましては、平成27年度別海町一般会計補正予算（第5項）及び（第6号）で設定した繰越明許費について、その全額を平成28年度へ繰り越しとする繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものです。

45ページ、こちらが繰越明許費繰越計算書となります。

11の事業を繰り越しますが、金額に対し、全額を繰り越し、財源内訳は未収入特定財源及び一般財源となります。

まず、2款総務費、1項総務管理費は8件で、事業名、自治体情報セキュリティー強化対策事業で、翌年度繰越額は7,800万円。財源内訳は、国庫支出金が625万円、町債が7,160万円、15万円が一般財源です。

次の段から7件は、地方創生加速化交付金事業です。

事業名、中標津空港輸送安全確保対策事業は、翌年度繰越額が16万円。財源内訳は16万円全額国庫支出金です。

次の段、観光振興外部専門家招聘事業で、翌年度繰越額は916万4,000円。財源内訳は916万4,000円全額国庫支出金です。

次の段、都市と田舎を結ぶ交流推進事業で、翌年度繰越額は208万円。財源内訳は208万円全額国庫支出金です。

次の段、体験型観光推進事業で、翌年度繰越額は29万4,000円。財源内訳は29万4,000円全額国庫支出金です。

次の段、誘客交流推進事業で、翌年度繰越額は204万円。財源内訳は204万円全額国庫支出金です。

次の段、大学ゼミ合宿誘致事業で、翌年度繰越額は3万円。財源内訳は3万円全額国庫

支出金です。

次の段は、事務経費で、翌年度繰越額は5万2,000円。財源内訳は5万2,000円全額一般財源です。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、事業名、高齢者向け臨時福祉給付事業で、翌年度繰越額は5,007万2,000円。財源内訳は5,007万2,000円全額国庫支出金です。

次に、8款土木費、2項道路橋梁費、事業名、防衛施設周辺障害防止事業は、矢臼別演習場土砂流出対策工事に係る経費で、翌年度繰越額は955万円。財源内訳は955万円全額その他特定財源です。

続いて、10款教育費、2項小学校費、事業名、小学校校舎等改修事業は、上西春別小学校校舎・講堂改修工事に係る経費で、翌年度繰越額は1億3,668万4,000円。財源内訳は、国庫支出金が3,366万6,000円、町債が9,360万円、941万8,000円が一般財源となります。

翌年度繰越事業は11事業で、繰り越しの合計は、金額で2億8,812万6,000円。翌年度繰越額も同額で2億8,812万6,000円です。

未収入特定財源内訳は、国庫支出金が1億375万6,000円、町債が1億6,520万円、その他特定財源が955万円、一般財源が962万円です。

以上で、報告第1号の内容説明を終わります。

---

#### ◎日程第28 報告第2号

○議長（松原政勝君） 日程第28 報告第2号平成27年度別海町一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は報告のみでありますことを申し添えます。

財政課長。

○財政課長（阿部美幸君） 報告第2号の内容説明をいたします。

議案の46ページをお開きください。

本件につきましては、平成27年度において、年度内に支出負担行為をしたものの、避けがたい事故のため支出を終わらなかつたものについて、平成28年度で繰り越しとする繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、議会に報告するものです。

47ページ、こちらが事故繰越し繰越計算書です。

今回繰り越したのは、2款総務費、1項総務管理費、住宅用太陽光発電システム導入助成事業で、翌年度繰越額は20万円。財源内訳は一般財源となります。

なお、事故繰越しとなった理由につきましては、システム設置後に、電力会社で整備する充電設備の設置に時間を要し、発送電が開始されなかつたことから、年度内での設置報告書の提出ができなかつたことによるものであります。

以上で、報告第2号の内容説明を終わります。

---

#### ◎散会宣告

○議長（松原政勝君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

なお、この後、議案調査のため各常任委員会が開催されますので、よろしくお願いいたします。

皆さま大変御苦労さまでございました。

散会 午後 2時33分

上記は、地方自治法第123条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署名者

別海町議会議長

議員

議員

議員